西村あさひ法律事務所

AI 責任指令案・製造物責任指令改正案の公表及び日本企業への影響

ヨーロッパニューズレター　2022 年 10 月 4 日号

執筆者:
E-mail✉ 角田 龍哉　　E-mail✉ 戸田 相

欧州委員会は、2022 年 9 月 28 日、契約外の事由に関する過失に起因した、AI システムの製造者又は利用者に対する損害賠償責任のルールを整備した AI 責任指令案（Proposal for an Artificial Intelligence Liability Directive[1]）を公表するとともに、AI システムの普及等を踏まえて、製造物の欠陥に起因する損害賠償責任のルールを全面的に改正する製造物責任指令の改正案[2]を公表した。これらの指令案は、2023 年～2024 年頃の施行が見込まれている AI 規則案[3]と合わせて、日本企業が今後 AI システムを提供・利用するうえで直面し得る規制や法的責任を理解・予想しつつ、新サービスの設計や AI システム関連の契約アレンジ等に活用できる、重要な検討材料となるものと思料される。

そこで、以下では、各指令案の概要と、日本企業への影響に関する若干の示唆を説明する。

1. AI 責任指令案の概要

(1) AI 責任指令案の経緯

欧州委員会は、2020 年 2 月 19 日、AI の普及と関連するリスクを分析したいわゆる AI 白書[4]とともに、AI、IoT 及びロボティクスの安全性及び責任に関する報告書[5]を公表し、EU における既存の製造物の安全性や責任に関する規制枠組みを改正する必要性を指摘していた。その後、欧州委員会は、2021 年 4 月 21 日、AI 規則案を公表し、機械指令（改正準備中）に基づき適合性審査を受ける必要がある一定の AI システム[6]を組み入れた機械や、リアルタイムでの人の遠隔生体認証等といった高リスクの AI システム（AI 規則案 6 条、Annex II・III、AI 責任指令案 2 条 2 号）を中心に、EU 市場に上市され、利用される AI システムが、安全で、基本権及び EU の価値観を尊重したものとなるために必要な統一的な基準として、AI システムの提供者、利用者等に課される規制を提案している。

その中で、AI 責任指令案は、契約外の事由に関する過失によって生じた AI システムを巡る損害賠償責任について、EU 域内で調和のとれた最低限の基準を設定することで、請求権者が、AI システムの関与なく生じた損害賠償と同等の保護を確保できるようにするとともに、法的安定性を高めることで AI の利用を促進することを目的として、提案された（AI 責任指令案前文(7)-(9)、(14)項、1 条）。

なお、AI 責任指令案は、「指令」（Directive）として提案されているため、AI 責任指令案が成立したこと自体を以て直ちに EU 域内で当該指令どおりの法規制が発効するわけではなく、当該指令の内容を実施するために必要な規律が EU 加盟各国内で整備

---

1 https://ec.europa.eu/info/files/proposal-directive-adapting-non-contractual-civil-liability-rules-artificial-intelligence_en

2 https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/3193da9a-cecb-44ad-9a9c-7b6b23220bcd_en

3 AI 規則案の概要については、当事務所の 2021 年 5 月 14 日付ニューズレター「欧州委員会による AI に関する規則案の公表」をご参照下さい。

4 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0065&from=EN

5 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0064&from=en

6 ディープラーニングを含む機械学習アプローチ、論理・知識ベースのアプローチ、又は統計学的アプローチの組み合わせによって開発され、かつ、人間が定義した目的の下で、コンテンツ、予測、推奨又は一定の決定といったアウトプットを生成できるソフトウェアを指す（AI 規則案 3 条 1 項、AI 責任指令案 2 条 1 号）。

© Nishimura & Asahi 2022

される必要がある。したがって、AI 責任指令案の内容は、実際には、「規則」(Regulation)として提案された AI 規則案と異なり、AI システムの提供者等に直接義務を課す形式ではなく、あくまで EU 加盟各国に対して所定の内容の国内実施法を制定するよう求める形式で記載されている。

(2) 適用対象

まず、AI 責任指令案の適用対象となる責任の内容は、契約「外」の事由に関する過失によって生じた AI システムについての民事上の損害賠償責任(AI 責任指令案が発効してから 2 年が経過した後に発生した損害を対象としたものに限る)に限定される。そのため、契約「上」の事由に関する損害賠償責任や、民事上の差止請求には適用されず、日本法で言えば、契約上の責任に該当しない不法行為等の契約「外」の事由のみが適用対象となる。また、AI 責任指令案は、民事上の責任に関する、過失や因果関係の定義、損害の種類 [7]、複数の不法行為者間の責任の分配、寄与度、損害額の算定、請求期間の制限等といった点について規律しようとするものでもない。加えて、一見すると AI 責任指令案の適用対象となり得る損害賠償請求であっても、Digital Services Act[8]が規律する AI システムを利用したオンラインプラットフォームサービス上の違法情報の流通に関する責任や、DSM 著作権指令が規律する著作権侵害コンテンツの仲介による責任等にも影響を与えず、まして新しい請求権を創設するものでもない(AI 責任指令案前文(10)-(13)、(23)項、1 条 1 項～3 項)。

また、AI 責任指令案の適用対象となる請求権者(Claimant)は、以下のいずれかの者を指す(AI 責任指令案 2 条 6 号)。

①	AI システムの出力により、又は AI システムが出力を生成すべきであったにもかかわらず出力を生成しなかったことにより、損害を被った者
②	法律又は契約により、損害を被った者の権利を継承し又は代位した者
③	EU 又は国内法に沿って、一人以上の損害を受けた者の代理として行為をしている者

(3) 証拠の開示又は保存の命令制度

AI 規則案は、高リスクの AI システムの提供者及び利用者に対して、その仕様や利用のログ等について一定の文書化をしておく義務を課している一方で、請求権者に対して当該文書に対してアクセスする権利を与えているわけではない(AI 責任指令案前文(16)項)。

こうした背景を踏まえ、損害の原因となったことが疑われる特定の高リスクの AI システムに関して、その提供者、AI 規則案 24 条又は 28 条 1 項に基づいて提供者としての義務を負うと看做される製造者、流通業者、輸入者等、又は利用者に対して [9]、それらの者が入手可能な関連性のある証拠の開示を求めたものの拒絶された潜在的な請求権者、又は請求権者の申立てにより、それらの者に対して、当該証拠を開示するよう命令(以下「証拠開示命令」という。)する権限が EU 加盟国の国内裁判所(以下単に「国内裁判所」という。)に付与される(AI 責任指令案前文(19)項、3 条 1 項)。ただし、潜在的な請求権者については損害賠償請求権の疎明に足る十分な事実及び証拠を提出することが、また、請求権者については被告から関連性のある証拠を収集するためのすべての相当な手段を講じたことが、その前提条件となる(AI 責任指令案 3 条 1 項・2 項)。

また、請求権者の申立てにより、証拠開示命令の対象になる証拠を保全するための特定の措置を講じるように命令(以下「証拠保全命令」という。)する権限が国内裁判所に付与される(AI 責任指令案 3 条 3 項)。

そのうえで、裁判所は、営業秘密や、公安・国家安全に関する情報等の秘密情報の保護の必要性等を考慮して、開示や保存の対象となる証拠の範囲を必要かつ相当な範囲に限定するものとされている(AI 責任指令案前文(20)項、3 条 4 項)。

なお、国内裁判所は、これらの証拠開示命令や証拠保全命令の執行を強制する権限も持ち得るものの、その強制のために更に時間を要してしまうことを防止するため、訴訟の当事者である被告が、当該命令に従わない場合には、当該証拠によって立証し

---

7 AI 責任指令案上は、物理的な傷害を念頭に置いた記載が見当たるが(AI 責任指令案前文(22)項)、財産上の損害、精神的な損害等のいずれが対象になるかは EU 各加盟国法に依ることになる。

8 Digital Services Act 案の概要については、当事務所の 2022 年 8 月 25 日付ニューズレター「デジタルサービス法案(Digital Services Act)の概要及び日本への影響」をご参照下さい。

9 これらの者には、訴訟当事者ではない第三者も含まれ得るが、AI 責任指令案 3 条 1 項又は 3 項に基づく命令の対象になり得る者は、当該命令に対して適切な手続上の救済措置を採り得るように確保される(AI 責任指令案 4 項)。

© Nishimura & Asahi 2022

ようとしていた注意義務違反について真実擬制が働くものとされ、被告側はこれに反証する必要が生じる（AI 責任指令案前文(21)項、3 条 5 項）。

(4) 因果関係の存在の推定

ブラックボックスとも呼ばれる AI システムと過失との間の因果関係を請求権者が主張立証することは、AI システムが関係しない損害賠償請求の訴訟に比べれば著しく困難なことがあることを踏まえ、国内裁判所は、損害賠償請求に関する責任の規律を適用する目的において、以下の①乃至③のすべての条件が満たされる場合、原則として、被告の過失と、AI システムにより生成された出力又は AI システムが出力を生成することができなかったこととの間の因果関係を推定するものとする（AI 責任指令案 4 条 1 項）。

①	発生した損害から保護することを直接の目的とする EU 法又は国内法に定められた注意義務の不遵守から成る、被告又は被告がその行為に責任を負う者の過失について、請求権者がこれを証明し、又は国内裁判所がこれを AI 責任指令案 3 条 5 項に従って推定したこと
②	事案の状況に基づき、その過失が AI システムにより生成された出力又は AI システムが出力を生成することができなかったことに影響を与えた蓋然性があると合理的に考えられること
③	請求権者が、AI システムによって生成された出力又は AI システムが出力を生成することができなかったことが損害を引き起こしたことを証明したこと

前記①の要件のとおり、因果関係の存在の推定を受けるためには、被告の注意義務違反が請求権者に発生した損害に直接向けられたものである必要がある。そのため、人に危害を加えることを防止するための用法の指示に従わなかったことによる過失が問題となる損害賠償請求は、因果関係の存在の推定規定の適用対象になり得る一方で、関係当局に必要な書類の提出を怠った過失が問題となる損害賠償請求は、その適用対象にならない可能性がある（AI 責任指令案前文(22)項）。

また、前記①の要件に関しては、AI 規則案上の義務の履行状況との連携も規定されている。すなわち、高リスクの AI システムの提供者若しくは提供者と看做される一定の製造者等に対する損害賠償請求との関係では、AI 規則案 9 条・16 条(a)号が定めるリスクマネジメントシステムの運用及び結果も踏まえて、原告が以下のいずれかの要件を立証した場合に限って、当該①の要件が充足されるものと定められている（AI 規則案 24 条、28 条 1 項、AI 責任指令案前文(26)項、4 条 2 項）。

(a)	AI システムが、モデルのトレーニングに関する技術を利用するものであったが、AI 規則案 10 条 2 項乃至 4 項に定められた品質基準を満たすトレーニング、検証及びテスト用データセットに基づき開発されたものではなかった（データガバナンスの問題）
(b)	AI システムが、AI 規則案 13 条に定められた透明性の要件を満たす方法で設計及び開発されていなかった
(c)	AI システムが、AI 規則案 14 条に従って利用されている期間中に自然人による実効的な監視を許容する方法で設計又は開発されていなかった
(d)	AI システムが、その意図された利用目的に照らして、AI 規則案 15 条・16 条(a)号に基づく適切なレベルの正確性、頑健性及びサイバーセキュリティを達成するために設計及び開発されていなかった
(e)	AI 規則案 16 条(g)号・21 条に従って、AI システムを AI 規則案に定められた義務に適合するよう必要な是正措置を直ちに講じず、又は適切な場合にはそのシステムを回収若しくはリコールしなかった

加えて、高リスクの AI の利用者に対する損害賠償請求との関係では、請求権者が以下のいずれかの要件を立証した場合であれば、当該①の要件が充足されるものと定められている（AI 規則案 29 条、AI 責任指令案前文(26)項、4 条 2 項・3 項）。

(a)	AI 規則案 29 条に従って、付属している利用に関する指示に沿って AI システムを利用又は監視する義務を遵守せず、又は適切な場合にはその利用を停止又は中断しなかった
(b)	AI 規則案 29 条 3 項に基づいた AI システムの意図された利用目的の観点からは関連性のない、自らが支配しているインプットデータに AI システムを曝した

この推定は、高リスクの AI システムに限らず、限定的なリスクを有する AI システム等を含めて、請求権者が著しい立証の困難

© Nishimura & Asahi 2022

性を抱える限り（ただし、問題となる AI システムの特徴やいかに立証が難しいかまでを説明する必要はない）、およそ AI システム全般に適用があり得るものの、逆に言えば、請求権者が十分な証拠と専門性を有しているのであれば、この推定は適用する根拠を欠く（AI 責任指令案前文(27)-(28)項）。そのため、高リスクの AI システムに関する損害賠償請求については、被告が、請求権者において被告の過失と、AI システムにより生成された出力又は AI システムが出力を生成することができなかったことを立証するために十分な証拠及び専門性を合理的に入手可能であることを立証した場合には、国内裁判所は、当該推定を適用しないものとする（AI 責任指令案 4 条 4 項）。また、高リスクではない AI システム [10]に関する損害賠償請求については、請求権者において当該因果関係を立証することが著しく困難な場合に限って、国内裁判所は、当該推定を適用するものとする（AI 責任指令案 4 条 5 項）。

このほかに、AI システムを私的で、非職業的な活動の過程で使用していた被告に対する損害賠償請求については、国内裁判所は、①被告が AI システムの運用に関する条件に著しく干渉した場合、又は②被告が AI システムの運用に関する条件を設定することが求められ、かつ、それが可能であったにもかかわらず、そのようにすることができなかった場合に限って、当該規定を適用するものとする（AI 責任指令案 4 条 6 項）[11]。

なお、この規定はあくまで因果関係の存在を推定するのみで、被告による反証は可能であるし（AI 責任指令案前文(30)項、4 条 7 項）、立証責任そのものを転換するものではない。また、請求権者は、被告の注意義務違反や逸失利益は主張立証する必要があることに変わりはない。

(5) 施行関係

AI 責任指令案は、もし成立すれば、EU の官報に掲載されてから 20 日が経過した後に発効し、各 EU 加盟国は、その日から 2 年以内に必要な国内実施法を整備するものとされる（AI 責任指令案 7 条 1 項、8 条）。

そのうえで、欧州委員会は、AI 責任指令案の発効から 5 年以内に、一定の AI システムに関する無過失責任ルールの適切性の評価を含んだ AI 責任指令案の検証及び報告を行うものとされている（AI 責任指令案前文(31)項、5 条 1 項・2 項）。

2. 製造物責任指令改正案の概要

EU では、1985 年 7 月 25 日に製造物責任指令（以下「旧指令」という。）が制定され、1988 年までに各 EU 加盟国において当該指令に基づく国内実施法を整備するものとされていたところ、欧州委員会は、当該指令を新指令に置き換える形での、製造物責任指令改正案を提案した（製造物責任指令改正案前文(5)項、17 条）。この製造物責任指令改正案は、もし成立すれば、EU の官報に掲載されてから 20 日が経過した後に発効し、各 EU 加盟国は、その日から 12 か月以内に必要な国内実施法を整備するものとされる（製造物責任指令改正案 18 条、19 条）。

以下では、AI 責任指令案と類似する規律に焦点を当てて説明する。

(1) 適用対象

製造物責任指令改正案は、欠陥のある製品によって自然人が被った損害に対する経済主体（製造者、一定の輸入者、又は一定のオンラインプラットフォーム提供者）の責任に関するルールを定めている（製造物責任指令改正案 1 条、7 条）。ここでいう「製品」には、旧指令下でも含まれていた電力のほか（旧指令 2 条）、デジタル製品ファイル（動産のデジタル版又はデジタルテンプレート）やソフトウェアを含む（製造物責任指令改正案前文(12)項、4 条 1 号・2 号）。

逆に言えば、AI システム（ソフトウェア）に関する自然人の損害賠償請求であって、AI 責任指令案の適用対象になり得るものであっても、製品の欠陥以外の契約外の事由による責任に関するもの（基本権の侵害に対する賠償等）については、製造物責任指令改正案は影響を与えない（製造物責任指令改正案 3 条(c)号）。

---

10 許容できないリスクを有する AI システムに関する損害賠償請求であっても、この規定が適用されるのかは明文では明らかにされていない。

11 AR/VR 機器の一般利用者に影響が生じ得る規定かもしれない。

© Nishimura & Asahi 2022

(2) 証拠の開示命令制度

欠陥のある製品が原因となった損害に対する賠償請求を主張し、当該請求を疎明するに足る十分な事実及び証拠を疎明した被害者の申立てにより、被告に対して、入手可能な関連性のある証拠を開示するよう命令する権限が国内裁判所に付与される（製造物責任指令改正案 8 条 1 項）、これは旧指令には見当たらなかった制度である。

ただし、国内裁判所は、営業秘密の保護等を考慮して、かかる開示命令の対象となる証拠を相当かつ必要な範囲に限定するものとする（製造物責任指令改正案 8 条 2 項・3 項）。また、国内裁判所は、被告に対して営業秘密に該当し得る情報の開示が命令された場合、当事者十分に理由のある申立て又は職権で、その機密性を保全するために必要な具体的な措置を講じ権限を有することも確保される（製造物責任指令改正案 8 条 4 項）。

(3) 因果関係の推定

製造物責任指令改正案の下でも、請求権者が、製品の欠陥、損害、及び当該欠陥と当該損害との間の因果関係を立証する責任を負うことに変わりはない（旧指令 4 条、製造物責任指令改正案 9 条 1 項）。

ただし、以下のいずれかの要件が満たされる場合には、製品の欠陥が推定されるものとされ（製造物責任指令改正案 9 条 2 項）、これも旧指令には見当たらなかった制度である。

①	被告が、製造物責任指令改正案 8 条 1 項に従って、入手可能な関連性のある証拠の開示のための義務を遵守しなかった
②	請求権者が、製品が、発生した損害のリスクから保護することを目的とした EU 法又は加盟国法が定める義務的な安全性に関する要件を遵守していなかったことを立証した
③	請求権者が、損害は、通常の利用の過程又は平常な状況下における、製品の明白な故障を原因としたものであることを立証した

また、製品に欠陥があり、かつ、問題となっている欠陥と生じた損害が典型的には整合的なものであることが立証された場合には、製品の欠陥と損害との間の因果関係が推定される（製造物責任指令改正案 9 条 3 項）。

なお、被告は、こうした推定に対して反証を行うことが可能である（製造物責任指令改正案 9 条 5 項）。

3. 日本企業への影響

AI システムの提供者や利用者に該当し、AI 規則案の適用を受け得るような日本企業にとっては、今後は、これらの指令案の内容も踏まえて、適切に自社の権利利益を保護するために必要な AI システムの開発・設計や、AI システムの選定・採用を行う必要がある。その際には、従来行われてきた、製品の品質保証に関する責任や製造物責任を巡る関係者間の協力関係や責任の分配に関する日本法上のアレンジも検討のベースになり得る。

また、AI 責任指令案や製造物責任指令改正案は、AI システムの提供者だけでなく実際の利用者等こそが最もその仕様等に詳しく、そこに証拠も偏在しているはずであるのに対して、被害者は通常それらを入手する手段を欠くという考え方の下、一定の証拠の開示・保全制度や、因果関係の存在の推定規定を用意することで、複雑で変化の激しい AI システムとの関係でも、実効的で早期の司法上の救済が図られるようにしている [12]。このような考え方は、被害者からの請求リスクを高める可能性がある一方で、法制による対応が進むことで（個別の裁判例の蓄積や準則等による対応よりも）高い法的安定性が確保され、むしろ AI システムの普及を促す側面もあり得る。このことからすると、これらの指令案の背景にある考え方自体は、EU に限らず、日本社会にも普遍的に当てはまり得るもので、日本の訴訟の中でも一つのアイディアとして参考とされる可能性がある [13]。実際、日本でも、AI システムの不透明さが一因となって、独占禁止法違反による不法行為を理由とした損害賠償請求の一部が認容された事案が現れ

[12] 日本でも、規制当局による早期介入を図る観点から、デジタルプラットフォーム提供者に対して、反競争的効果がないことや正当化事由があることの立証責任を転換すべきとの議論が見られる。

[13] もちろん、日本の製造物責任法上の「製造物」には、製造物責任指令改正案上の「製品」と異なり、ソフトウェア等の無体物自体は基本的に含まれないと解釈されているといった重要な相違点があること等からすれば、EU の政策トレンドを以て直ちに日本法上の損害賠償請求権が基礎付けやすくなるものではないことには留意が必要である。

© Nishimura & Asahi 2022

る等し始めている。

さらに、これらの指令案は、AI 規則案とともに日本の AI 関連の法政策の方向性に影響を与える可能性があることも否定できない。もちろん、日本において（自律型の AI ではなく）特化型の AI の開発・利用の時代が続いていると見られる現状下で、こうした責任規制が真に必要な状況にあるかや、AI システムの普及を促す側面から見た責任規制の設計は可能か、また、仮に何らかの検討を進める場合でも AI の種類・市場ごとの対応が求められないか [14]等を、各企業や関連団体において検討しておく意義が高まっていくようにも思われる [15]。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

[14] 例えばリーガルテックの一つの AI 契約審査については、適法なサービス提供のための自主規制の制定に向けた検討が進んでいる。これは、敢えて EU の動向に準えると、リーガルテックに関する AI 規則案的な規律を自主的に制定し、必要に応じて AI 責任指令案のように提供者・利用者双方において生じ得る責任の在り方を検討する前提作業となる動向とも言い得る。

[15] なお、前記 **1(2)**及び **2(1)**のとおり、基本的に、AI 責任指令案は契約外の事由に関する損害賠償請求のみを取扱っており、また、製造物責任指令改正案は製品の欠陥に関する損害賠償請求のみを取扱っている。そのため、AI システムを利用したオンラインプラットフォームサービスを巡る責任については Digital Services Act 案や DSM 著作権指令等を、AI システムを組み入れた ICT 機器等に関する参入規制についてはサイバーセキュリティ法に基づく認証制度やサイバーレジリエンス法案等も参照したうえで、各加盟国法や EU の業界団体規制を確認する必要がある。このように、EU の AI 関連の政策には、DX 等を通じて、商取引慣行はもちろん、法・規制体系そのものをダイナミックに変革させていく様々な政策が含まれるため、今後も総合的なキャッチアップ・フォローが必要になると見込まれる。

© Nishimura & Asahi 2022